

第一次から第四次合理化事業計画の検証について

(1) 合理化事業計画の法的根拠

国において昭和50年5月「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(合特法)を制定した。

合特法に基づいて、市町村の取組として、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するために必要かつ十分な事業であって実施が可能なものへの転換や資金上の措置等を合理化事業とするよう定められている。

(2) 実施内容

	収集量 計画初年度(k1)	事業者数	収集車両 台数	減車 台数	交付金額 1台当たり(千円)	交付金額合計 (千円)
第一次実績 (H12～H14)	142, 449	15→11	72→58	14	26, 520	371, 280
第二次実績 (H15～H17)	111, 535	11→8	58→40	18	26, 520	477, 360
第三次実績 (H18～H20)	83, 277	8→4	40→31	9	26, 520	238, 680
第四次計画 (H21～H23)	51, 605	4→4	31→21	10	21, 750	217, 500
計	第四次では第一次の36%に減少	15→4	72→21	51		1, 304, 820

※し尿収集を委託で行っている地区

(若穂・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町及び中条を除く地区)

※1台当たり交付金額は、国の公共用地の取得に伴う損失補償基準により積算

◇ 第一次から第四次までの合理化事業計画に基づき、12年間で営業権交付金・転業援助交付金・廃車交付金及び従業員交付金として合計で約13億5百万円の資金援助を行ってきた。

計画期間中、事業者数は15社から4社に統廃合され、し尿収集車両台数は72台から51台減車され21台となった。

◇ 第四次合理化計画では、「平成24年度以降に事業転換を図る場合において、転換後の業務として適切な事業の検討を平成23年度までの間も積極的に行う。」としており、資金援助から新たな業務（市の委託業務）に転換していくことで組合と検討してきたが、競争入札、資格要件等で参入することができず、今後の見通しも立っていない。

◇ 公共下水道等について、下水道普及率は、平成23年度末で93.9%、平成26年度末で97.3%、平成29年度末までに100%を目指している。

また、下水道水洗化率は平成23年度末で85.4%、平成26年度末で89.6%、平成29年度末までに93.6%を目指している。

◇ 公共下水道等の進展により、し尿収集量は、第一次合理化計画初年度である平成12年度は142,449KL、第四次合理化計画初年度である平成21年度は51,605KLとなっている。

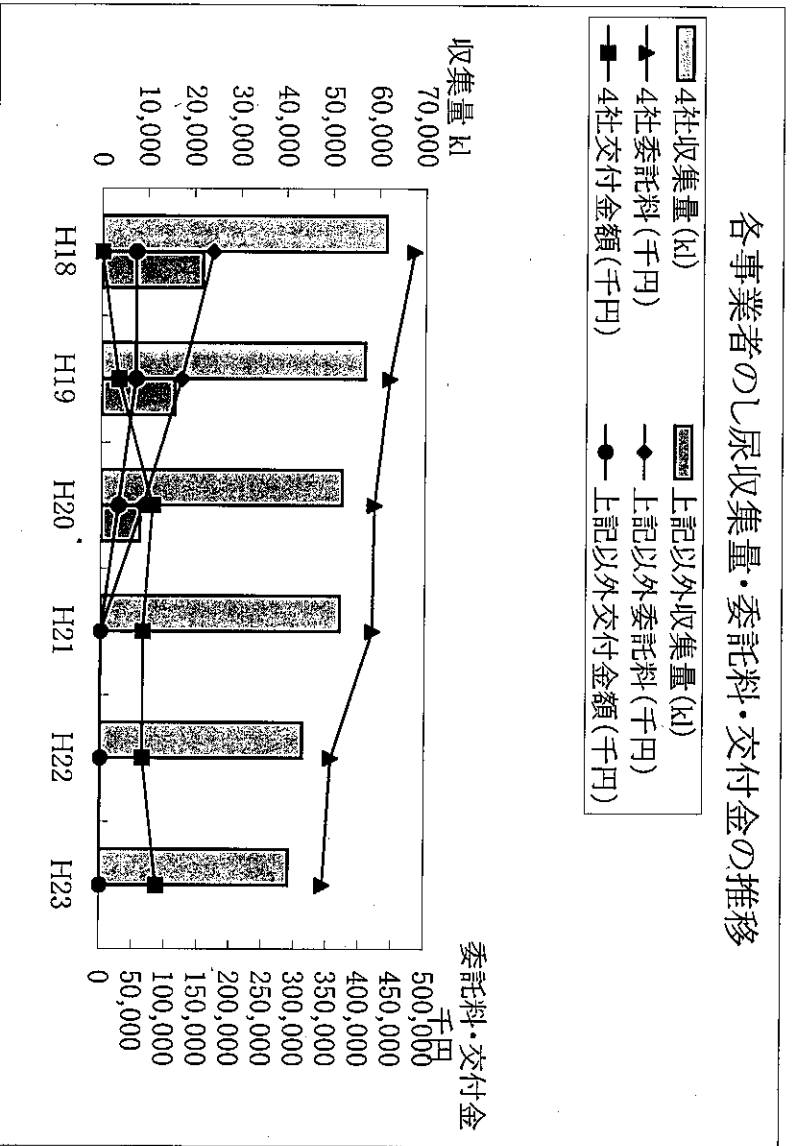
今後の推計では、平成23年度40,730KL、平成26年度28,118KL、平成29年度16,269KLが予想される。

各事業者のし尿収集量・委託料等の推移

項目	第3次					第4次		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23(見込)		
現存4社								
収集量(kl)	61,505	56,973	52,152	51,605	43,644	40,730		
委託料(千円)	482,025	444,387	422,014	419,469	355,862	344,176		
交付金額(千円)		26,520	79,560	65,250	65,250	87,000		
保有台数(台)		28	28	25	28	25		21
上記以外の事業者								
収集量(kl)	21,772	15,781	8,489	-	-	-		
委託料(千円)	171,961	123,900	65,053	-	-	-		
交付金額(千円)	53,040	53,040	26,520	-	-	-		
保有台数(台)		10	7	6	-	-		
事業者数		4	3	2	-	-		
合計								
収集量(kl)	83,277	72,754	60,641	51,605	43,644	40,730		
委託料(千円)	653,986	568,287	487,067	419,469	355,862	344,176		
交付金額(千円)	53,040	79,560	106,080	65,250	65,250	87,000		
保有台数(台)		38	35	31	28	25		21
収集量減少率(%)		90.8%	87.4%	83.4%	85.1%	93.3%		
委託料減少率(%)		89.8%	86.9%	85.7%	86.1%	84.8%		
事業者数		8	7	6	4	4		4

※現存4社は、現在の長野市生活環境協同組合構成事業者
※上記以外の事業者は、現存4社へ統合

各事業者のし尿収集量・委託料・交付金の推移



長野市生活環境協同組合と検討した主な転換業務

年度	事業内容	検討結果
H20	下水道汚泥の運搬・処理施設維持管理	東部浄化センターの維持管理は、一般競争入札により民間委託している。一般競争入札の参加の登録には多くのハードルがある。
	道路清掃関係	地元の道路愛護会等に依頼している。地元でできない場合は直営で行うが件数は少ない。
	公園の剪定、草刈関係	指名競争入札（造園登録事業者）により、植栽業務委託として、植栽剪定と除草業務を一括発注している。地区で実施した草・剪定枝は単価契約により、処分もできる事業者に依頼している。
	ごみの収集運搬関係	H21.10から、一般家庭から排出される剪定枝や草は資源物として取り扱う。浄掃事業協同組合へ随意契約 浄掃事業協同組合へ生活環境協同組合が加入することは困難。
	公衆トイレの清掃	38箇所の公衆トイレの清掃を3つのグループにまとめ、一般競争入札で委託している。一般競争入札で落札できれば可能である。
	廃食用油のリサイクル	サンデーリサイクルの廃食用油回収は、浄掃事業協同組合へ委託している。
	小動物死体収集・道路上での轢死動物の回収	年間数量が少なく、経費がかかるため委託にはできない。（H22）
	てんぷら油のバイオディーゼル	施設建設用地確保等が課題。サンデーリサイクルの廃油回収は浄掃事業協同組合へ委託している。
	コンクリート枡の汚泥収集	収集は可能、事務手続きを検討（現在、収集を行っているが収入は小額）
	生ごみ処理について	規模が大きくなると採算をとるのは困難
	堆肥化施設について	家庭の生ごみは、成分が不安定。販路・採算性で課題がある。
H22	下水道終末処理場長野市東部浄化センター維持管理業務（JVで参加）	JV参加の場合でも、下水道法政令で定める資格が必要。資格を有していない現状では困難
	下水道終末処理場長野市・小規模施設維持管理業務（JVで参加）	〃
	下水道終末処理場県営千曲川上流区・下流区処理場維持管理業務	〃
	不法投棄ごみの回収（不法投棄パトロール）	高齢者雇用促進を目的に委託しており、組合への随意契約は困難
	茶臼山動物園獣舎排出糞尿混合残渣収集運搬業務	価格で大きな隔たりがあり困難
	長野市清掃センター埋立て用残渣収集運搬業務	搬出・運搬・処分が総合的に管理できる体制が整っていれば、入札参加することは可能
	轢死動物回収業務	現状の数量では、清掃センター職員による回収が可能、委託は困難
	学校給食センター雑排水汚泥収集運搬業務	収集と処理を一括で発注し効率的におこなっている。センターの下水道接続も間近で随意契約は困難。
	戸別浄化槽をPFI方式により設置・維持管理・清掃	一定地域の全戸の浄化槽設置等を要件としているPFI方式の導入は困難
	住居の引越し、退去に伴う、不要家財・大型ごみの収集・運搬	許可を得て収集運搬は可能だが、優先的にはできない。

※市で行う委託業務については、原則として競争入札方式であり、下水道維持管理業務等へ入札参加は専門の登録・資格等が必要で、代替事業を確保するには、実務経験等多くのハードルがある。
また、競争入札に参加するには組合の積極的な取り組みも必要である。

下水道の整備状況見通し

1 下水道普及率

(単位:%)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
普及率	89.4	92.7	93.9	95.1	96.2	97.3	98.4	99.4	100.0

・普及率;行政人口に対する下水道へ接続が可能となった人口の割合
・平成29年度で100%を目指している。

2 下水道水洗化率

(単位:%)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
水洗化率	82.7	84.5	85.4	86.7	88.6	89.6	90.9	92.2	93.6

・水洗化率;行政人口に対する下水道へ接続した人口の割合
・平成27年度で90%、平成29年度で93.9%を目指している。

し尿収集量見込及び車両台数見込

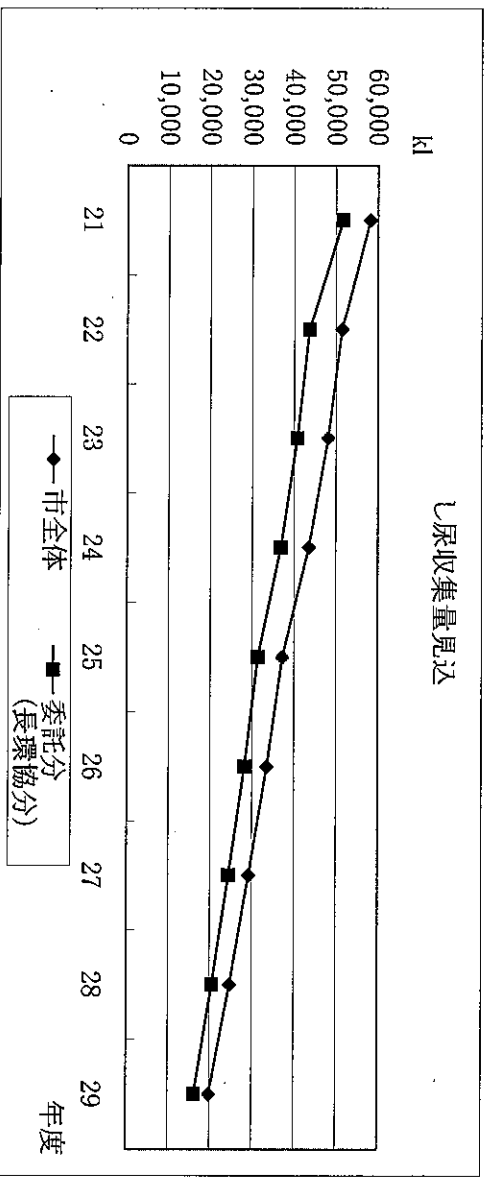
1 し尿収集量見込

第四次計画

(単位:kl)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市全体	58,160	51,403	48,039	43,481	37,135	33,479	29,155	24,658	19,798
委託分 (長環協分)	51,605	43,644	40,730	36,780	31,283	28,118	24,372	20,477	16,269

・H21・22年度は実績値、H23年度以降はH22年度実績値を基に算出
・長環協とは長野市生活環境協同組合



2 し尿収集車両台数見込

第四次計画

(単位:台)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
委託分 車両台数	28	25	21	19	17	15	13	11	9

・車両台数の算出方法については別紙資料
・21～23年度の車両台数は、第四次合理化事業計画の台数
・将来的には、収集が散在化するため、数値は変動する可能性がある。

各事業者の事業内容及び決算状況

1 し尿収集運搬以外に各事業者(長野市生活環境協同組合)が行っている事業

- (1) 各事業者で行なっている共通事業
- ・浄化槽の清掃、汚泥収集運搬
(浄化槽清掃業の許可・一般廃棄物収集運搬業許可)
 - ・生活雑排水汚泥収集運搬
(一般廃棄物収集運搬業許可)
- ※上記事業は、し尿収集運搬と類似の一般廃棄物収集運搬で下水道の普及に伴って事業が減少する。

(2) 各事業者が(1)以外に行なっている事業

- ・ A 社
他町のし尿等収集運搬、浄化槽保守点検
- ・ B 社
飲食、不動産の賃貸、人材派遣
- ・ C 社
浄化槽保守点検、浄化槽工事
事業系一般廃棄物収集運搬(可燃ごみ・資源物等)
産業廃棄物収集運搬、肥料販売
- ・ D 社
他市のし尿等収集運搬
浄化槽・排水処理施設の工事、浄化槽・排水処理施設の維持管理
上・下水道工事の設計施工、土木・建築工事の設計施工
不動産の売買・賃貸・管理及び斡旋
各種バッテリーに関する技術開発・再生処理・保守管理及び賃貸

2 各事業者の決算状況

(単位：千円)

事業者	項目	H19	H20	H21	H22
A 社	し尿委託料額	47,459	67,708	79,523	—
	し尿以外収入額	71,579	79,090	80,755	—
	決 算 額	△18,174	70	10,765	—
B 社	し尿委託料額	111,976	89,713	69,365	64,222
	し尿以外収入額	215,083	206,766	232,007	244,430
	決 算 額	△3,253	8,694	2,064	1,706
C 社	し尿委託料額	137,159	130,531	114,255	98,158
	し尿以外収入額	37,037	28,120	37,856	33,530
	決 算 額	44,460	26,956	13,795	18,863
D 社	し尿委託料額	143,493	154,352	142,289	118,585
	し尿以外収入額	217,014	327,742	205,412	208,307
	決 算 額	25,994	37,454	17,370	33,149

※年度期間と決算期間が異なる場合、決算始期を該当年としている。

※A社・H22の空欄は、決算期間が年度途中で決算期間が来ていないため。

※し尿委託料額；月ごとの委託料から決算期間に合わせて算定

※し尿以外収入額；決算書売上高からし尿委託料を除いた額

※決算額；決算書の決算額（純利益・損失）

収集車両台数の算出方法

1 第一次から第四次合理化事業計画

(1) 第一から二次計画(H12～H17)

- ・車両台数 = し尿年間収集量 ÷ 1台当たりの年間収集量
- ※1台当たりの年間収集量；平成8年度の年間収集量

(2) 第三次計画(H18～H20)

- ・車両台数 = し尿年間収集量 ÷ 1台当たりの年間収集量
- ※1台当たりの年間収集量；平成16年度の年間収集量

(3) 第四次計画(H21～H23)

- ・車両台数 = し尿年間収集量 ÷ 1台当たりの年間収集量
- ※1台当たりの年間収集量；平成20年度の1台当たりの年間収集量に減少率を乗じ、1台当たりの年間収集量を推計

2 今後の車両台数

(1) 計算式

$$\text{車両台数} = A \div B \div C \div D$$

$$\text{収集量} \quad \text{受け入れ日数} \quad \text{1回平均積載量} \quad \text{1日1台当たりの投入回数}$$

(2) 数値

- A：年度ごとのし尿収集量
平成21・22年度は実績値、
平成23年度以降は、平成22年度収集量実績を基に算出

B：処理施設受け入れ日数；240日 (年間日数)

C：収集車両1回の平均積載量；

- 2.78k1 (平成21年度～平成23年7月実績)
- ・年間収集量÷年間延べ投入回数
(収集量実績； 108,387k1)
(延べ投入回数； 38,886回)

D：収集車両1日 (1台当たり) の平均投入回数

- 2.9回 (平成21年度～平成23年7月度実績)
- ・年間延べ投入回数÷年間収集日数
(延べ投入回数； 38,886回)
(収集日数； 13,211日)

し尿処理経費の推移

(単位:千円)

区分	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
し尿処理事業経費	し尿処理施設経費(5施設)	752,168	666,368	593,747	554,990	567,246
	し尿収集・手数料徴収委託料	742,844	657,032	569,089	502,749	435,207
	職員人件費	21,960	21,960	18,300	14,640	14,640
	合理化 転廃交付金	53,040	79,560	106,080	65,250	65,250
	経費合計	1,570,012	1,424,920	1,287,216	1,137,629	1,082,343
財源	し尿処理手数料	737,116	643,089	549,613	467,149	394,633
	市税(A)	832,896	781,831	737,603	670,480	687,710
	汲取り世帯数(B)	26,635	23,723	18,343	18,427	15,138
	一世帯当りの経費(市税)金額(A/B)(単位:円)	31,271	32,957	40,212	36,386	45,429
	長野市の総世帯数(C)	145,766	147,000	148,081	149,186	153,174
	一世帯当たりの経費(市税)金額(A/C)(単位:円)	5,714	5,319	4,981	4,494	4,490

* 世帯数は環境白書の処理場別形態別の人口及び世帯数より引用(当該年度の10月1日現在)

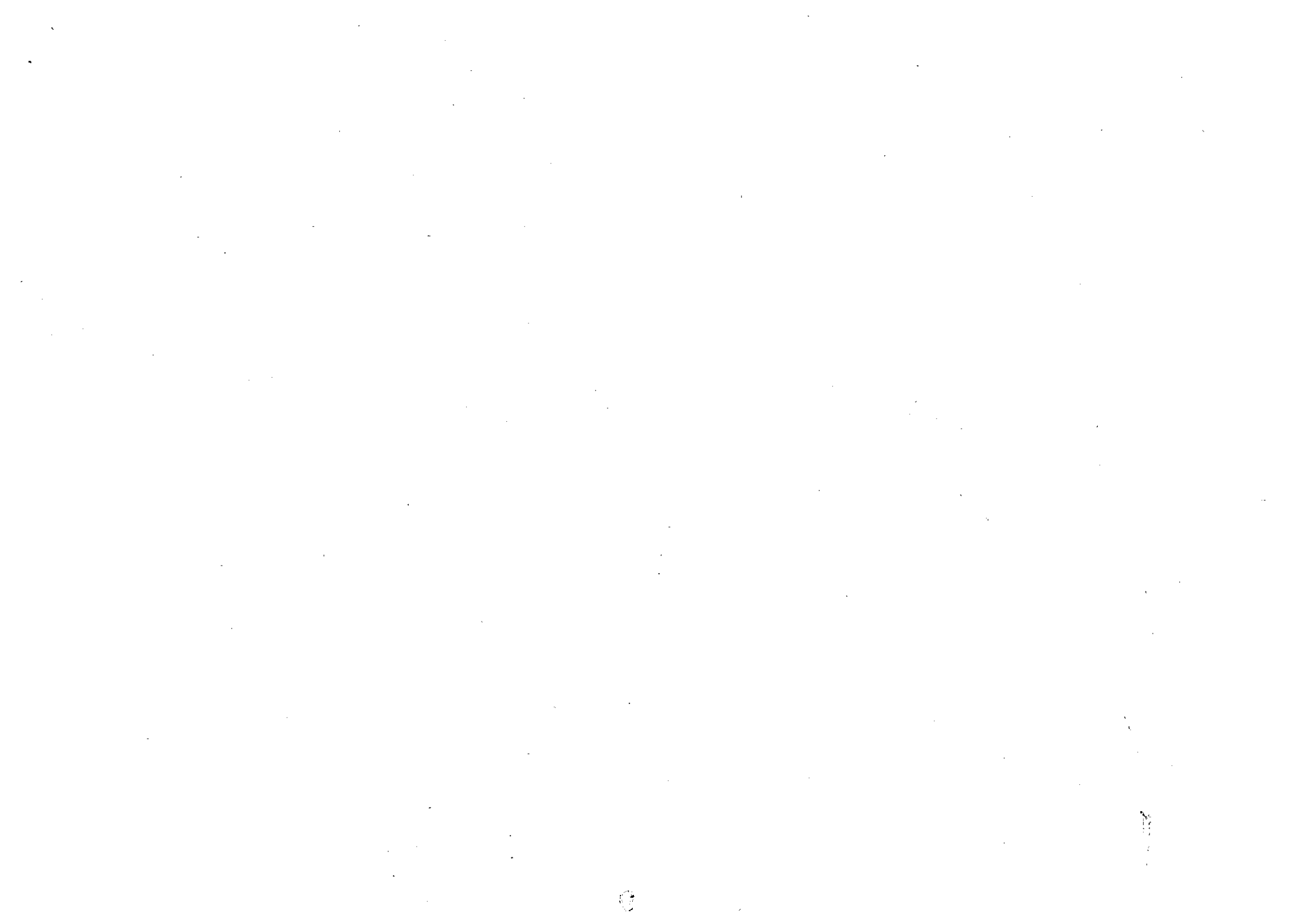
* 手数料徴収委託料については18年度以降同額(29,897千円)

下水道事業会計の経費・収入及び市税繰入の推移

(単位:千円)

区分	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
下水道事業経費		21,883,367	25,075,208	27,870,497	26,417,770	23,192,695
財源	下水道使用料	5,911,355	6,170,280	6,262,859	6,643,430	6,909,885
	受益者負担金	756,389	700,657	721,515	723,270	639,101
	その他収入(企業債ほか)	10,515,623	13,604,271	16,386,123	13,847,952	10,361,709
	一般会計繰入金(市税)(A)	4,700,000	4,600,000	4,500,000	5,203,118	5,282,000
	世帯数(B) (公共下水道・農集排・特環下水道世帯)	107,950	112,176	119,903	123,523	133,329
	一世帯当たりの繰入金(市税)金額(A/B)(単位:円)	43,539	41,007	37,530	42,123	39,616
	長野市の総世帯数(C)	145,766	147,000	148,081	149,186	153,174
	一世帯当たりの繰入金(市税)金額(A/C)(単位:円)	32,243	31,293	30,389	34,877	34,484

* 下水道事業は単独公共下水道のほか、流域下水道(下流、上流とも)、平成21年度からは農業集落排水・特環下水道を含む



排水設備設置資金融資あっせん及び助成制度について

目的	<ul style="list-style-type: none"> 本市内において、排水設備の設置(くみ取り便所の水洗便所への改造及び尿浄化槽からの切り替えを含む)を行おうとする者に対する資金の融資あっせん及び排水設備の設置を行おうとする高齢者に対し資金の助成をすることにより、排水設備の普及の促進を図り、もって快適な生活環境の整備に寄与することを目的とする。 	
	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住居として使用されている建物の排水設備の設置に係る工事
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・住居として使用されている建物に排水設備の設置を行おうとする排水義務者等、及びその者の同意を得た親族又は当該建物の使用者(法人を除く。) 	
融資率または金額	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備工事費の範囲内で15万円～80万円まで5万円単位。 <p>ただし、大便器を2個以上水洗式のものに交換する又は屋外配管延長が30mを超える場合は、100万円まで可。</p>	
金利	<ul style="list-style-type: none"> ・年1%又は年2% <p>ア下水道が使用可能になってから1年以内に水洗化を行う場合⇒1%の優遇金利を適用する。</p> <p>イ下水道が使用可能になってから1年経過以降水洗化を行う場合⇒2%</p>	
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以内の元利均等月賦償還(繰上げ返済可) 	
高齢者助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人が所有し、実際にお住まいになっている一般住宅又は店舗併用住宅の排水設備の設置を行う場合で、下水道等が使用できるようになってから1年以内に水洗化を行う次の1～3のすべてを満たす方。 	
	助成金の額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長野市に住民票があり、申請時の年齢が71歳以上である。 2. 市税、上下水道料金、受益者負担金に未納がないこと。 3. 同一世帯全員の所得額の合計が150万円未満であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の設置に係る工事費の一割(1円未満は切り捨て)で、5万円を上限とする。

※排水設備設置資金融資あっせん制度は昭和35年4月発足

※高齢者助成制度は平成23年4月発足

排水設備設置資金融資状況

(単位:千円)

年度	融資件数	融資金額	年度	融資件数	融資金額
8	307	185,150	15	334	248,000
9	344	238,450	16	231	169,250
10	416	302,000	17	227	168,200
11	441	351,500	18	213	152,020
12	349	270,000	19	221	169,650
13	317	236,600	20	193	146,650
14	341	257,050	21	172	122,500
			22	107	73,250

排水設備設置資金融資制度推移

(単位:千円)

	1件当たりの 貸付限度額	償還月数	利率	備考
S44.4.1 ~ S47.3.31	80	36	年利 6.57%	市の直接貸し出し方式
S47.4.1 ~ S49.3.31	100	36	年利 5%	〃
S49.4.1 ~ S54.3.31	150	48	年利 5%	〃
S54.4.1 ~ S56.3.31	180	54	年利 5%	〃
S56.9.1 ~ S57.3.31	250	54	年利 5%	〃
S57.4.1 ~ H 5.3.31	400	60	年利 5%	金融機関預託方式
H 5.4.1 ~ H 7.3.31	500	60	年利 3%	〃
H 7.4.1 ~ H 8.3.31	500	60	年利 3%	利子補給方式
H 8.4.1 ~ H10.3.31	600	60	年利 2%	〃
H10.4.1 ~ H22.3.31	800	60	年利 2%	〃

各事業者の決算状況

(単位：千円)

事業者	項目	H19	売上高割合	H20	売上高割合	H21	売上高割合	H22	売上高割合
A社	売上高	119,037	100%	146,798	100%	160,278	100%	—	—
	し尿委託料	47,459	40%	67,708	46%	79,523	50%	—	—
	浄化槽・雑排水汚泥	20,817	17%	40,749	28%	47,321	30%	—	—
	他の事業収入	50,761	43%	38,341	26%	33,434	20%	—	—
	交付金	—		26,520		65,250		—	—
	決算額	△ 18,174		70		10,765		—	—
	組合負担金(概算)	3,755		5,965		6,976			
B社	売上高	327,058	100%	296,478	100%	301,372	100%	308,652	100%
	し尿委託料	111,976	34%	89,713	30%	69,365	23%	64,222	21%
	浄化槽・雑排水汚泥	6,227	2%	6,122	2%	7,747	3%	16,472	5%
	他の事業収入	208,855	64%	200,643	68%	224,260	74%	227,958	74%
	交付金	—		26,520		—		21,750	
	決算額	△ 3,253		8,694		2,064		1,706	
	組合負担金(概算)	6,501		5,271		4,241		5,245	
C社	売上高	174,195	100%	158,651	100%	152,109	100%	131,686	100%
	し尿委託料	137,159	79%	130,531	82%	114,255	75%	98,158	74%
	浄化槽・雑排水汚泥	21,586	12%	22,879	15%	19,934	13%	21,944	17%
	他の事業収入	15,450	9%	5,241	3%	17,920	12%	11,584	9%
	交付金	53,040		26,520		—		—	
	決算額	44,460		26,956		13,795		18,863	
	組合負担金(概算)	8,731		8,438		7,380		7,807	
D社	売上高	360,506	100%	482,093	100%	347,701	100%	326,892	100%
	し尿委託料	143,493	40%	154,352	32%	142,289	41%	118,585	36%
	浄化槽・雑排水汚泥	15,277	4%	23,984	5%	23,468	7%	25,884	8%
	他の事業収入	201,736	56%	303,757	63%	181,944	52%	182,423	56%
	交付金	—		26,520		—		—	
	決算額	25,994		37,454		17,370		33,149	
	組合負担金(概算)	8,732		9,808		9,117		9,390	

※資料の関係からH19以降の決算状況としている。各項目は、決算期間に合わせて算定している。

※年度期間と決算期間が異なる場合、決算始期を該当年としている。

※決算時期が来ていないため、A社・H22欄は空欄としている。

※し尿委託料；し尿収集（市委託料）

※浄化槽・雑排水汚泥；浄化槽汚泥収集（市委託料）、雑排水汚泥収集（市補助・手数料）

※他の事業収入；決算書売上高からし尿委託料・浄化槽・雑排水汚泥関係収入を除いた額

※交付金；合理化事業計画による減車・転業等のための交付金

※決算額；決算書の決算額、売上高・営業外収益・転廃交付金等から売上原価・販売経費・一般管理費・営業外費用・法人税等を除いた額

※組合負担金；長野市生活環境協同組合への負担金（し尿委託料、浄化槽・雑排水汚泥関係収入の5.5%、H22から6.5%）

各事業者のし尿収集量・委託料等の推移

項目	第3次			第4次				
	H18	H19	H20	H21	H22	H23(見込)		
現存 4社	収集量(kl)	61,505	56,973	52,152	51,605	43,644	40,730	
	委託料(千円)	482,025	444,387	422,014	419,469	355,862	344,176	
	交付金額(千円)	0	26,520	79,560	65,250	65,250	87,000	
	保有台数(台)	28	28	25	28	25	21	
	収集量(kl)/1台	2,197	2,035	2,086	1,843	1,746	1,940	
委託料(千円)/1台	17,215	15,871	16,881	14,981	14,234	16,389		
年度								
現存 4社	項目	H24(見込)	H25(見込)	H26(見込)	H27(見込)	H28(見込)	H29(見込)	
		収集量(kl)	36,780	31,283	28,118	24,372	20,477	16,269
		委託料(千円)	310,798	264,347	237,602	205,948	173,034	137,476
		保有台数(台)	19	17	15	13	11	9
		収集量(kl)/1台	1,936	1,840	1,875	1,875	1,862	1,808
委託料(千円)/1台	16,358	15,550	15,840	15,842	15,730	15,275		

・委託料については現在の委託料単価で見込んだ。

交付金の算出方法

- 1 交付金の算出根拠
交付金額については、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(以下「補償基準」という。)の第47条営業廃止の補償の項目及び「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」(以下「運用方針」という。)より算出する。
- 2 補償基準項目及び運用方針
 - (1) 営業権に相当する金額
年間収益÷年利率
 - (2) 機械器具等の売却損に相当する金額
現在価格×基準50%
 - (3) 従業員の解雇予告手当に相当する金額
 - ・ 従業員の平均賃金×30日分以上転業に必要とする期間中の休業手当に相当する金額
 - ・ 従業員の平均賃金×6ヶ月から1年まで
 - (4) 転業に必要とする期間中の休業手当に相当する金額
従前の収益×2年分の範囲内
- 3 市の交付金算出項目
上記の補償基準項目に該当する次の項目を用いて算出する。
 - (1) 営業権交付金
近傍又は同種の営業権の取引事例がないため、補償基準の方式で算出
 - ・ 年間収益；1台当たりの標準年間売上高×利益率
 - ・ 年間売上高；1台当たりの年間平均委託料(H22実績)
 - ・ 利益率；TKC経営指標・し尿収集運搬業より
 - ・ 年利率；用地対策連絡会公共用地の取得に伴う損失補償基準細則より
 - (2) 廃車交付金 (機械器具等売却損相当額)
全し尿収集車両の平均現在価格
 - ・ 現在価格；購入価格又は再調達原価から減価償却費を控除した帳簿価格
 - (3) 従業員交付金 (転業期間中の従業員手当相当額)
1台当たりの運転手・事務員の給与月額；全事業者の平均額
転業期間10ヶ月
 - (4) 転業援助交付金 (転業期間中の従前収益相当額)
従前収益；1台当たりの年間平均委託料(H22実績)
転業期間2年

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準

〔平成13年1月6日
国土交通省訓令第76号〕
最近改正 平成19年6月20日国土交通省訓令第53号

第3節 営業権償
(営業廃止の補償)

第47条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の継続が不能となると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

- 一 免許を受けた営業等の営業の権利等が資産とは独立に取引される慣習があるものについては、その正常な取引価格
 - 二 機械器具等の資産、商品、仕掛品等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額
 - 三 従業員を解雇するため必要となる解雇手当相当額、転業が相当と認められる場合において従業員を継続して雇用する必要があるときにおける転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額その他労働に關して通常生ずる損失額
 - 四 転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額 (個人営業の場合においては、従前の所得相当額)
- 2 前項の場合において、解雇する従業員に対しては第68条の規定による離職者補償を行うものとし、事業主に対する退職手当補償は行わないものとする。

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針

〔平成15年8月5日国総国調第57号
国土交通事務次官から各地方整備局長、
北海道開発局長、沖縄総合事務局長、
東京航空局長、大阪航空局長あて通知〕
最近改正 平成19年6月20日国総国調第33号

第32 基準第47条 (営業廃止の補償) は、次により処理する。

- 1 通常営業の継続が不能となると認められるときは、営業所、店舗等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、個別的な事情を調査の上、社会通念上当該営業所、店舗等の妥当な移転先がないと認められるときとする。
 - 一 法令等により営業場所が限定され、又は制限される業種に係る営業所等
 - 二 特定地に密着した有名店
 - 三 公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等
 - 四 騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等
 - 五 生活共同体を営業基盤とする店舗等であつて、当該生活共同体の外に移転することにより顧客の確保が特に困難になると認められるもの
- 2 営業の権利等で資産とは独立して取引される慣習があるもの (以下「営業権等」という。) の価格は、正常な取引価格によるものとし、正常な取引価格は近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する。
近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合においては、当該営業権等の正常な取引価格は次式により算定した額を標準とする。

R

I

R 年間超過収益額 過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額

I この場合において自己資本利子見積額は自己資本額に年利率を乗じて得た額とする。

I 年利率

- 3 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償については、次によるものとする。
- (1) 建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償額は、その現在価格から現実に売却し得る価格を控除して得られる価格とし、これらの現在価格の50パーセントを基準とする。ただし、これらの資産が解体処分せざるを得ない状況にあるとき、又はスクラップとしての価値しかないときは、その解体処分価格又はスクラップ価格と現在価格との差額を補償するものとする。
- (2) 商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償額は、その費用価格（仕入費及び加工費等）から現実に売却し得る価格を控除して得られる価格とし、費用価格の50パーセントを標準とする。
- 4 解雇予告手当相当額の補償額は、解雇することとなる従業員の平均賃金の30日分以上とする。この補償及びその他の営業補償における平均賃金とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金を標準とし、同条に規定する平均賃金以外のものでも、通常賃金の一部と考えられる家族手当等は、その内容を調査の上平均賃金に算入できるものとする。
- 5 同条第1項第3号に規定する転業に通常必要とする期間は、雇主が従来の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間であつて6か月ないし1年とし、この間の休業手当相当額は、この期間に対応する平均賃金の100分の80を標準として当該平均賃金の100分の60から100分の100までの範囲内で適正に定めた額とする。
- 6 同条第1項第4号に規定する転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合においては所得相当額）は、営業地の地理的条件、営業の内容、被補償者の個人的事情等を考慮して、従来の営業収益（又は営業所得）の2年（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年）分の範囲内で適正に定めた額とする。この場合において法人営業における従前の収益相当額及び個人営業における従前の所得相当額は、売上高から必要経費を控除した額とし、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額を含まないものとする。

第五次長野市合理化事業計画による資金援助額について(素案)

交付金合計(減車1台当たり) 21,530,000 円

交付金の区分と積算内容

1. 営業権交付金(1台当たり)

1台当たりの年間平均委託料 × 利益率 ÷ 年利率 = 13,877,000 円
 14,233,472 円 7.8% 8.0% 千円未満切り捨て

数値条件

し尿車両数(平成22年度実績)	25台
し尿等委託料(平成22年度実績)	355,836,806円
1台当たりの年間平均委託料	14,233,472円
利益率	7.8%
※「TKC経営指標(H22年指標版)」し尿収集運搬業より	
年利率(用地対策連絡会の補償基準)	8.0%
※「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」より	

2. 廃車交付金(1台当たり)

車両の現在価格 × 基準率 = 154,000 円
 309,279 円 50.0% 千円未満切り捨て

数値条件

車両の現在価格(全車両の平均帳簿価格)	309,279円
※購入価格又は再調達価格から減価償却費を控除した帳簿上の価格	
基準率(国の補償基準)	50.0%
※「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」より	

3. 転業援助交付金(1台当たり)

1台当たりの年間平均委託料 × 利益率 × 期間 = 2,220,000 円
 14,233,472 円 7.8% 2年 千円未満切り捨て

数値条件

転業援助期間(国の補償基準)	2年
※「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」より	

4. 従業員交付金(1台当たり)

従業員の給与＋手当 × 転業に要する期間 ÷ 5,282,000 円
 千円未満切り捨て
 運転手 (289,325+ 95,737) 円 × 10 ヶ月 = 3,850,620 円
 事務員 (205,816+ 80,657) 円 × 10 ヶ月 × 1/2 = 1,432,365 円

数値条件

転職に要する期間	10 ヶ月
1台当たりの運転手	1 人
1台当たりの事務員	1/2 人
運転手給与月額(4事業者の平均額)	289,325 円
事務員給与月額(4事業者及び組合事務局長の平均額)	205,816 円
・期末手当月額換算分・月額手当 (4事業者及び組合事務局長の平均期末手当、運転手2.0ヶ月・事務員2.8ヶ月に月額手当を加算)	
運転手 289,325 円 × 2.0 ÷ 12 + 47,517 円 =	95,737 円
事務員 205,816 円 × 2.8 ÷ 12 + 32,634 円 =	80,657 円

交付金合計(減車1台当たり)

	第三次積算	第四次積算	第五次試算	差額(第五-第四)
1 営業権交付金	18,286,000 円	13,414,000 円	13,877,000 円	463,000 円
2 廃車交付金	272,250 円	347,500 円	154,000 円	-193,500 円
3 転業援助交付金	2,925,000 円	2,146,000 円	2,220,000 円	74,000 円
4 従業員交付金	5,357,000 円	5,848,000 円	5,282,000 円	-566,000 円
合計金額	26,840,250 円	21,755,500 円	21,533,000 円	-222,500 円

第五次試算額 ÷ 21,530,000 円

平成 23 年 10 月 6 日

長野市廃棄物減量等推進審議会
会 長 曾根川 太喜雄 様

し尿収集運搬の適正な処理専門部会
部会長 清水 久美子

し尿収集運搬の適正な処理について (報告)

平成 23 年 8 月 19 日付けで設置された専門部会において、表記の件について検討した結果を下記のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

記

- 1 市は、公共下水道等について、下水道普及率は、平成 23 年度末で 93.9%、平成 26 年度末で 97.3%、平成 29 年度末までに 100%を目指している。
また、下水道水洗化率は平成 23 年度末で 85.4%、平成 26 年度末で 89.6%、平成 29 年度末までに 93.6%を目指している。
- 2 公共下水道の整備が進む中で、下水道に接続可能な地域の世帯に対し、下水道部局その他の関連部局と連携し、一層の水洗化率の向上に努める必要があると考えられるが、し尿の収集事業は、市の責務であり、下水道等の利用が困難な市民に対しても、安心した市民生活を送るために適正な収集処理が求められる。
- 3 その役割を担うし尿収集事業者は、公共下水道等の普及に伴い、し尿の収集量は毎年減少が続いているため、大きな影響を受けている。
今後もし尿の収集量の減少が見込まれることから、収集量に見合った規模に縮小しながら事業を継続していかねばならない。
- 4 したがって、し尿の適正な収集処理を確保するためには、引き続きし尿収集事業者の経営の合理化を支援し、収集体制の縮小を図る必要があることから、委託地区のし尿収集事業者である長野市生活環境協同組合に対して、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、平成 24 年度から平成 26 年度まで 3 年間の第五次合理化事業計画を策定し、実施することが必要と思われる。
- 5 第五次合理化事業計画の実施に伴い、長野市が長野市生活環境協同組合に対して交付する、事業転換に必要な資金上の援助額については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき、し尿収集車両の減車 1 台当たり 2,153 万円とすることが適当である。

6 長野市は、平成12年度から長年にわたって合理化事業を実施し、適正かつ安定したし尿の収集処理の確保に取り組んできた。

この間、長野市生活環境協同組合にあっては、経営の合理化を図りながら、業務を実施してきたことに対し評価するものである。

また、新規事業の開発にも取り組んできたが、今後、市の「循環型社会の形成」等の取り組みに積極的に参画する等、更なる努力を期待したい。

平成27年度以降もし尿収集量の減少が見込まれるが、第五次合理化事業計画終了時点での下水道水洗化率はおおむね90%になるため、同事業計画終了後は、長野市生活環境協同組合の経営努力により、適正な事業規模への縮小や経営の効率化を行うべきものと考ええる。